

2020年11月2日

各位

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
株式会社アプラスフィナンシャル
代表取締役社長 清水哲朗

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に定める特別支配株主である株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます。）から、2020年10月30日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（ただし、新生銀行、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」といいます。）及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を新生銀行に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）に係る同法第179条の3第1項の規定による通知を受領し、これを受け、同日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：株式会社新生銀行
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
特別支配株主完全子法人である新生フィナンシャルに対して本株式売渡請求をしないことといたします。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
新生銀行は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき85円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2020年12月1日
6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件
本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について新生銀行が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価の支払いを実施いたします。

以上